

## 診療報酬についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長発通知(平成 26 年 12 月 18 日付保医発 1218 第 2 号)により、下記の検査項目につきまして、新たに算定の対象が追加されましたので、ご案内申し上げます。

敬 白

2015 年 1 月

### 【記】

#### ◇検査対象項目

項目コード	検査項目名	実施料	区分
4077	エリスロポエチン	213点	区分番号「D008」 内分泌学的検査 (生化学的検査Ⅱ)

新	旧
「34」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ <u>骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定</u>	「34」のエリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。

下線部分が追加された算定対象内容(平成 26 年 12 月 18 日適用)